

○厚生労働省告示第四百五十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第四項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等を定める件を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 九月 三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等を定める件

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十条の二の三第一項に規定する職場適応援助者助成金（以下「助成金」という。）のうち施行規則第二十条の二の三第一項第一号に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に対して支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施行規則第二十条の二の三第二項に規定する第一号職場適応援助者（以下「第一号職場適応援助者」という。）による援助の実施に係る助成金 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って社会福祉法人等が実施する第一号職場適応援助

者による援助につき日額一万四千二百円（当該援助が機構が別に定める時間数に満たない場合は日額七千五百円）。ただし、一月につき二十八万四千円を限度とする。

二 第一号職場適応援助者による援助の事業の実施のために必要な障害者（施行規則第二十条の二の三第一項第一号に規定する障害者をいう。以下この号並びに第三条第一号及び第二号において同じ。）の受入れ（障害者を雇用することを除く。以下同じ。）を行う事業主に対して社会福祉法人等が支払う費用に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した障害者の受入れを行う事業主に対して社会福祉法人等が支払う費用の額（その額が日額二千五百円を超えるときは日額二千五百円）。ただし、一月につき五万円を限度とする。

三 施行規則第二十条の二の三第二項第一号又は第二号に掲げる研修の受講に必要な旅費に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した同項第一号又は第二号に掲げる研修を受講するために必要な旅費

第二条 助成金のうち、施行規則第二十条の二の三第三項に規定する事業主に対して支給する助成金の額は、機構が別に定める基準に従って算定した第二号職場適応援助者の配置による援助の実施に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が月額十五万円を超えるときは、月額十五万円）とする。

第三条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に定める期間とする。

一 第一条第一号に掲げる助成金 第一号職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って実施される援助の期間。ただし、障害者一人一回の援助につき一年八月を限度とする。

二 第一条第二号に掲げる助成金 第一号職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って事業主が障害者の受入れを行っている期間

三 第二条に掲げる助成金 第二号職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って実施される援助の期間（その期間が障害者（施行規則第二十条の二の三第一項第二号に規定する障害者をいう。以下この号において同じ。）一人一回の援助につき六月を超えるときは、障害者一人一回の援助につき六月）。ただし、障害者一人につき通算して一年を限度とする。

第四条 前三条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。